

令和2年度 北松中央病院 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図る方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るため、下記のとおり調達方針を定める。

1 調達方針策定の背景

障がいのある方が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要である。そのためには、障害者雇用を支援するための積極的な対策を図っていくことも重要である。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において、障がいのある方の働きたいという希望を実現するため、一般就労を目指すための、いわゆる福祉的就労といわれる訓練等給付として、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業が設けられている。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率も平成25年4月1日より、民間企業で現行の1.8%から2.0%へ、国、地方公共団体で現行の2.1%から2.3%へ引き上げとなり、障がいのある方へのより一層の雇用の促進が社会的な責務となっている。しかし、障がいの程度や特性により一般就労が難しい方も多く、それらの方々は、福祉的就労を選択しなければならない状況で、また、その工賃は全国平均で月額約1万3千円程度であり、障害基礎年金を合わせたとしても、日常生活を送るには程遠い金額である。

障がいのある方の自立のためには、工賃水準の向上が必須であり、そのためには、障害者就労施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取り組みが必要となる。

2 調達方針策定の目的

この調達方針は、障害者優先調達推進法に基づき物品及び役務の調達等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の拡大を図り、もって障害者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

3 調達方針の策定

調達方針の策定にあたっては、障害者優先調達推進法第9条第1項の規定に基づき、毎年度、物品、役務の調達に関し、当該年度の予算及び事務・事業の予定等を勘案して策定するものとする。

4 調達方法等

障害者就労施設等への発注に関しては、障害者就労施設等が提供することができる物品、役務を確認のうえ、各部署へ情報提供し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。

発注予定内容等について、ホームページ等を活用し可能な限り情報提供し、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るものとする。

共同受注窓口を利用する場合においても、障害者就労施設等の取扱いに準じることとするが、

共同受注窓口に登録されている佐世保市内の障害者就労施設等を優先して指名することを原則とする。また、生産能力の関係等で佐世保市内事業所では需要に応じることが出来ない場合等は、共同受注窓口に登録された佐世保市外の障害者就労施設等を活用することができるものとする。

5 障害者就労施設等からの物品等の調達目標

北松中央病院が優先的に調達する、物品及び役務の調達目標額は下記のとおりとする。

調達項目及び調達先は、別紙「調達項目及び調達先分類表」のとおりとする。

(別紙「調達項目及び調達先分類表」に記載がないものであっても調達可能な物品、役務であれば対象とする。)

平成24年度の優先調達の実績額	・物品	232,101円
平成25年度の優先調達の実績額	・物品	39,647円
平成26年度の優先調達の実績額	・物品	40,000円
平成27年度の優先調達の実績額	・物品	40,000円
平成28年度の優先調達の実績額	・物品	40,000円
平成29年度の優先調達の実績額	・物品	40,000円
平成30年度の優先調達の実績額	・物品	40,000円
令和元年度の優先調達の実績額	・物品	40,000円

令和2年度の優先調達の目標額 ・物品 40千円

6 調達実績の公表

調達実績については、障害者優先調達推進法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

7 調達方針の担当

この調達方針の担当窓口は、経理会計課とする。

8 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者就労施設等と随意契約により契約を締結するものとする。

調達項目及び調達先分類

【物品・役務の品目分類】

品 目		具 体 例
物 品	① 職員給食材料	米、パン、野菜など
	② 印刷	封筒などの印刷
	③ その他の物品	机、テーブル、椅子など

【調達先の分類】

種 類		内 容
障 害 者 就 労 施 設 等	就労継続支援 A 型・B 型	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 14 項に規定され、一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条 13 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設。（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 25 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 号の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
共同受注窓口		受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
民 間 企 業 等	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業所。
在宅就業障害者		自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
在宅就業支援団体		在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。